県水巻町、福岡県岡垣町、福岡県遠賀町、福岡県小竹町、福岡県鞍手町、福岡県桂川町、福岡県筑前町、福岡県東峰村、福岡県大刀洗町、福岡県大木町、福岡県広川町、福岡県香春町、福岡県添田町、福岡県糸田町、福岡県川崎町、福岡県大任町、福岡県赤村、福岡県福智町、福岡県苅田町、福岡県みやこ町、福岡県吉富町、福岡県上毛町、福岡県築上町、佐賀県佐賀市、佐賀県鳥栖市、佐賀県多久市、佐賀県伊万里市、佐賀県武雄市、佐賀県鹿島市、佐賀県小城市、佐賀県嬉野市、佐賀県神埼市、佐賀県吉野ヶ里町、佐賀県基山町、佐賀県上峰町、佐賀県みやき町、佐賀県玄海町、佐賀県大町町、佐賀県江北町、佐賀県白石町、佐賀県太良町、長崎県長崎市、長崎県佐世保市、長崎県大村市、長崎県佐々町、長崎県新上五島町、熊本県八代市、熊本県荒尾市、熊本県水俣市、熊本県玉名市、熊本県山鹿市、熊本県菊池市、熊本県宇土市、熊本県上天草市、熊本県天草市、熊本県和水町、熊本県大津町、熊本県菊陽町、熊本県南小国町、熊本県小国町、熊本県産山村、熊本県高森町、熊本県西原村、熊本県南阿蘇村、熊本県御船町、熊本県嘉島町、熊本県益城町、熊本県甲佐町、熊本県山都町、熊本県氷川町、熊本県芦北町、熊本県津奈木町、熊本県水上村、熊本県芦北町、大分県大分市、大分県中津市、大分県日田市、大分県佐伯市、大分県臼杵市、大分県津久見市、大分県竹田市、大分県豊後高田市、大分県杵築市、大分県宇佐市、大分県豊後大野市、大分県由布市、大分県国東市、大分県姫島村、大分県日出町、大分県九重町、宮崎県都城市、宮崎県延岡市、宮崎県日南市、宮崎県日向市、宮崎県門川町、宮崎県美郷町、宮崎県高千穂町、宮崎県日之影町、鹿児島県鹿屋市、鹿児島県枕崎市、鹿児島県薩摩川内市、鹿児島県日置市、鹿児島県伊佐市、鹿児島県姶良市、沖縄県宜野湾市、沖縄県石垣市、沖縄県浦添市、沖縄県名護市、沖縄県沖縄市、沖縄県うるま市

北海道札幌市、北海道室蘭市、北海道釧路市、北海道帯広市、北海道苫小牧市、北海道江別市、北海道登別市、北海道伊達市、北海道壮瞥町、北海道洞爺湖町、青森県むつ市、青森県大間町、青森県東通村、青森県風間浦村、青森県佐井村、宮城県仙台市、宮城県大河原町、宮城県山元町、山形県米沢市、山形県東根市、福島県いわき市、福島県会津美里町、福島県川内村、福島県浪江町、埼玉県羽生市、埼玉県上尾市、埼玉県草加市、埼玉県八潮市、埼玉県幸手市、埼玉県吉川市、千葉県市川市、千葉県松戸市、千葉県茂原市、千葉県成田市、千葉県一宮町、千葉県睦沢町、千葉県白子町、千葉県長柄町、千葉県長南町、東京都目黒区、東京都渋谷区、東京都杉並区、東京都調布市、東京都狛江市、東京都多摩市、神奈川県川崎市、神奈川県大和市、新潟県長岡市、新潟県三条市、新潟県柏崎市、新潟県見附市、新潟県上越市、新潟県魚沼市、新潟県粟島浦村、富山県富山市、富山県小矢部市、石川県加賀市、石川県かほく市、石川県川県津幡町、山梨県甲斐市、山梨県中央市、山梨県昭和町、長野県長野市、静岡県湖西市、静岡県吉田町、愛知県豊明市、三重県津市、滋賀県日野町、滋賀県竜王町、滋賀県愛荘町、京都府向日市、京都府長岡京市、京都府大山崎町、大阪府守口市、大阪府羽曳野市、兵庫県洲本市、兵庫県伊丹市、兵庫県宝塚市、兵庫県高砂市、兵庫県新温泉町、奈良県橿原市、奈良県御所市、奈良県山添村、広島県広島市、和歌山県岩出市、和歌山県かつらぎ町、和歌山県湯浅町、和歌山県すさみ町、香川県土庄町、香川県小豆島町、香川県宇多津町、福岡県中間市、福岡県嘉麻市、佐賀県みやき町、長崎県西海市、長崎県東彼杵町、長崎県川棚町、長崎県佐々町、熊本県山鹿市、熊本県菊池市、熊本県宇土市、熊本県阿蘇市、熊本県合志市、熊本県美里町、熊本県南関町、熊本県産山村、熊本県高森町、熊本県西原村、熊本県御船町、熊本県多良木町、熊本県五木村、熊本県山江村、熊本県あさぎり町、宮崎県五ヶ瀬町	令和10年４月１日
福島県会津若松市、福島県郡山市、栃木県足利市、埼玉県さいたま市、埼玉県秩父市、埼玉県入間市、埼玉県横瀬町、埼玉県皆野町、埼玉県長瀞町、埼玉県小鹿野町、東京都中央区、神奈川県伊勢原市、静岡県沼津市、静岡県富士宮市、静岡県富士市、静岡県清水町、和歌山県和歌山市、鳥取県鳥取市、鳥取県岩美町、鳥取県若桜町、鳥取県智頭町、福岡県北九州市、福岡県福岡市	令和11年４月１日
北海道夕張市、岩手県奥州市、岩手県金ケ崎町、宮城県岩沼市、宮城県東松島市、宮城県加美町、栃木県小山市、埼玉県東松山市、埼玉県狭山市、埼玉県戸田市、埼玉県新座市、埼玉県滑川町、埼玉県嵐山町、埼玉県川島町、埼玉県吉見町、埼玉県ときがわ町、埼玉県東秩父村、埼玉県庄和町、神奈川県海老名市、神奈川県座間市、静岡県静岡市、愛知県名古屋市、愛知県刈谷市、愛知県豊田市、京都府京都市、大阪府富田林市、兵庫県神戸市、兵庫県豊岡市、兵庫県淡路市、鳥取県倉吉市、広島県東広島市、広島県府中町、佐賀県鹿島市	令和12年４月１日
北海道岩見沢市、宮城県村田町、埼玉県本庄市、埼玉県小川町、神奈川県横浜市、神奈川県茅ヶ崎市、神奈川県秦野市、石川県小松市、静岡県裾野市、静岡県長泉町、大阪府大阪市、大阪府池田市、兵庫県三田市、鳥取県三朝町、鳥取県湯梨浜町、鳥取県琴浦町	令和13年４月１日

○厚生労働省告示第三百六号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十六条の二十七の三第三項の規定に基づき、租税特別措置法施行令第二十六条の二十七の三第三項の規定に基づき厚生労働大臣が定める一般用医薬品等（令和三年厚生労働省告示第二百五十一号。以下「一般用医薬品等指定告示」という。）の一部を次の表のように改正する。

令和八年八月七日

厚生労働大臣　上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
租税特別措置法施行令第二十六条の二十七の三第三項の規定により厚生労働大臣が定める一般用医薬品等は、次に掲げるもの、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有することにより、胃腸薬、浣腸薬若しくは瀉下薬、外用痔疾用薬若しくは内用痔疾用薬、外用鎮痛消炎薬、解熱鎮痛薬、鎮咳去痰薬若しくはかぜ薬又は鼻炎用点鼻薬、鼻炎用内服薬若しくは抗ヒスタミン薬その他のアレルギー用薬としての効能又は効果を有すると認められる製剤（防風通聖散又は大柴胡湯に基づく医薬品及びこれらを有効成分として含有する製剤並びに二口チンを含有する製剤を除く。）とする。	租税特別措置法施行令第二十六条の二十七の三第三項の規定により厚生労働大臣が定める一般用医薬品等は、次に掲げるもの、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有することにより、外用鎮痛消炎薬、解熱鎮痛薬、鎮咳去痰薬若しくはかぜ薬又は鼻炎用点鼻薬、鼻炎用内服薬若しくは抗ヒスタミン薬その他のアレルギー用薬としての効能又は効果を有すると認められる製剤とする。
一　アカメガシワ	（新設）
二　アクリノール	（新設）
三・四　（略）	一・二　（略）
五　アセンヤク	（新設）
六　アニス実	（新設）
七　アミノ安息香酸エチル	（新設）